

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について

(3.4.2号塚本線ほか7路線)

計 画 書

神戸国際港都建設計画道路の変更（神戸市決定）

1. 都市計画道路中、3.4.25号大倉山線を3.5.85号東山菊水線に名称を改め、3.4.2号塚本線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3.4.2	塚本線	神戸市 兵庫区 三川口町 2丁目	神戸市 兵庫区 大井通 2丁目	神戸市 兵庫区 下沢通 3丁目	約 m 1,040	地表式	2車線	m 20	都市高速鉄道板 宿線と立体交差 幹線街路と平面 交差4箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約 m 450					
			2車線			約 m 590					
	3.5.20	御影山手線	神戸市 灘区 高羽町 1丁目	神戸市 東灘区 御影山手 1丁目	神戸市 東灘区 御影山手 2丁目	約 m 1,080	地表式	2車線	m 15		
	3.5.41	夢野雪御所線	神戸市 兵庫区 東山町 4丁目	神戸市 兵庫区 湊川町 1丁目	神戸市 兵庫区 湊川町 4丁目	約 m 740	地表式	2車線	m 15	幹線街路と平面交 差1箇所	
3.5.85	東山菊水線	神戸市 兵庫区 東山町 3丁目	神戸市 兵庫区 菊水町 10丁目	神戸市 兵庫区 湊川町 9丁目	約 m 830	地表式	2車線	m 14	幹線街路と平面 交差1箇所		

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3.6.11	明石木見線	神戸市 西区 玉津町 上池 字弓部	神戸市 西区 押部谷町 木見 字東平山ノ四	神戸市 西区 櫛谷町 池谷 字佃井	約 m 13,330	地表式	2 車線	m 9	JR 山陽新幹線 と立体交差 都市高速鉄道 山手西神線と 立体交差 自動車専用道 路と立体交差 2 箇所 幹線街路西神 中央線と立体 交差 幹線街路神戸 母里線と立体 交差 幹線街路と平 面交差 8 箇所	
	3.6.14	唐櫃有馬線	神戸市 北区 有野町 唐櫃 字弥五郎垣	神戸市 北区 有馬町 字ウツギ谷	神戸市 北区 有野町 唐櫃 字北山	約 m 2,910	地表式	2 車線	m 9	神戸電鉄有馬 線と立体交差 自動車専用道 路と立体交差 2 箇所	
	3.7.1	有馬環状線	神戸市 北区 有馬町 字ウツギ谷	神戸市 北区 有馬町 字ウツギ谷	神戸市 北区 有馬町 字有馬	約 m 3,420	地表式	2 車線	m 7		

2. 都市計画道路中、3.7.3号有馬中央線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

人口減少・超高齢化の進行などの社会経済情勢の変化にともない、真に必要な道路を見極め、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていくため、事業中と未着手の区間を対象として、平成23年3月に「都市計画道路整備方針」を策定した。

この方針では、都市の広域的な拠点機能を高める道路（広域圏幹線道路）、既成市街地内と市街地間を連絡し、市域の一体性を高める機能を担う道路（都市内幹線道路）及びこれらの道路を補完する機能を担う道路（補完的幹線道路）を主要幹線道路に位置づけ、社会経済情勢の変化や将来の交通需要、沿道の土地利用状況等を勘案し、区間ごとに「交通機能」「空間機能」「市街地形成機能」の道路機能面から計画の見直しを行い、都市計画の変更を行う。

また、主要幹線道路以外の道路は、地域との協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、まちづくりの課題改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止する。ただし、道路の計画について既に地域との話し合いを進めている路線は生活幹線道路に位置づけて、地域との合意形成がはかられた場合には都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更しようとするものである。

・塚本線

主要幹線道路以外の道路である塚本線の対象区間（大井通2丁目～東山菊水線）を廃止する。

・大倉山線（東山菊水線）

生活幹線道路である大倉山線の対象区間（夢野雪御所線～山麓線）について、地域との協働と参画による検討の結果、幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられたため、線形、延長、幅員及び代表幅員を変更し、名称を東山菊水線に変更する。

・御影山手線

生活幹線道路である御影山手線の対象区間（石屋川右岸線～御影山手5丁目）について、地域との協働と参画による検討の結果、幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられたため、幅員を変更する。

・夢野雪御所線

生活幹線道路である夢野雪御所線の一部区間（東山菊水線～夢野橋）について、地域との協働と参画による検討の結果、幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられたため、線形、延長、幅員を変更する。

・明石木見線

沿道の土地利用状況などをふまえ、主要幹線道路に位置づけた明石木見線の一部区間（神戸母里線～主要地方道神戸三木線）の幅員を変更する。

- ・唐櫃有馬線

現在の道路形状にあわせて、主要幹線道路に位置づけた唐櫃有馬線の一部区間（有野町唐櫃）の線形、延長を変更する。

- ・有馬環状線

周辺道路の整備状況などをふまえ、主要幹線道路に位置づけた有馬環状線の一部区間（太閤橋～芦有ゲート前交差点）の線形、車線数、幅員を変更する。

また、現在の道路形状にあわせて、生活幹線道路である一部区間（杖捨橋付近）の線形を変更する。

- ・有馬中央線

主要幹線道路以外の道路である有馬中央線を廃止する。

(参考) 各路線の変更の概要

	路線名	位置づけ	変更概要	備考
1	御影山手線	生活幹線道路	対象区間(石屋川右岸線～御影山手5丁目)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部幅員の変更 (15m→11～15m)
2	大倉山線 (東山菊水線)	生活幹線道路	対象区間(夢野雪御所線～山麓線)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 名称変更 (大倉山線→東山菊水線) 一部線形の変更 一部幅員の変更 (18m→13m、14m) 代表幅員の変更 (18m→14m) 延長を10m追加する。
3	夢野雪御所線	生活幹線道路	対象区間(東山菊水線～夢野橋)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部線形の変更 一部幅員の変更 (15m→13～16m) 起点を東方向に変更し、延長を20m削減する。
4	塚本線	主要幹線道路以外の道路	対象区間(大井通2丁目～東山菊水線)の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 終点を南方向へ変更し、延長を310m削減する。
5	唐櫃有馬線	主要幹線道路	対象区間(有野町唐櫃)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部線形の変更 延長を30m削減する。
6	有馬環状線	主要幹線道路	対象区間(太閤橋～芦有ゲート前交差点)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部線形の変更 一部車線数の変更 (2車線) 一部幅員の変更 (9m→9～19m)
		生活幹線道路	対象区間(杖捨橋付近)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部線形の変更
7	有馬中央線	主要幹線道路以外の道路	全線の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
8	明石木見線	主要幹線道路	対象区間(神戸母里線～主要地方道神戸三木線)の変更	<ul style="list-style-type: none"> 一部幅員の変更 (9m→8.5～14m)